

東京都立大学全学最終評価実施要綱

4 都立大管企第 31 号

制定 令和 4 年 6 月 23 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京都立大学における内部質保証に関する規程（令和 4 年度法人規程第 5 号）第 4 条第 4 項に基づき、内部質保証推進会議（東京都立大学内部質保証推進会議設置要綱（令和 4 年 6 月 14 日 4 都立大管企第 30 号）に定める内部質保証推進会議をいう。以下同じ。）が実施する評価について必要な事項を定める。

(自己点検・評価委員会が実施した全学的な点検・評価に対する評価)

第 2 条 内部質保証推進会議は、自己点検・評価委員会（東京都公立大学法人運営委員会規則（平成 17 年度法人規則第 5 号）第 2 条 1 項に定める東京都立大学自己点検・評価委員会をいう。以下同じ。）が実施した全学的な点検・評価に対し、ヒアリング等を実施の上、評価を行うものとする。

(1) 次の方法により、東京都公立大学法人組織規則（平成 17 年度法人規則第 3 号）に定める部局、要綱により設置された組織、運営委員会及び事務組織（以下「部局等」という。）とのヒアリングを行う。

ア 東京都立大学自己点検・評価活動実施要綱（平成 23 年 3 月 28 日 22 首都大管教第 661 号）第 6 条第 3 項に基づき、自己点検・評価委員会から報告された委員会評価案を踏まえ、部局等との評価に資するヒアリングを実施する。

イ 当該期間の部局重点課題の取組、教育研究活動等の状況について意見交換及び認識の共有を図った上で、それぞれの取組等について評価を実施する。

ウ 評価に先立ち、内部質保証推進会議は、当該期間の部局重点課題の取組の実施開始後 6 か月から 12 か月の間を目途にヒアリングを実施し、部局重点課題の進捗状況の把握、改善指示等を実施する。

エ 評価に資するヒアリングにおいて把握した部局等の優れた取組等については、自己点検・評価活動報告にて報告する。

(2) 前号アのヒアリング等を踏まえ、次期の部局重点課題に追加が必要な事項並びに指摘及び改善が必要な部局重点課題について検討する。

(3) 次の手順により、改善及び向上の取組の承認、指示等を行う。

ア 次期の部局重点課題のうち適切なものについては承認し、取組の実施を指示する。ただし、部局重点課題への追加が必要な事項並びに指摘若しくは改善が必要な部局重点課題がある場合は、部局重点課題の追加若しくは再検討を指示する。

イ 再検討された部局重点課題を確認の上、承認し、取組の実施を指示する。

(4) 自己点検・評価及び内部質保証の結果として自己点検・評価活動報告を本学ウェブ

サイトに掲載する。

(その他)

第3条 この要綱の改定にあたっては、内部質保証推進会議の議を経るものとする。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。